

青少年非行防止等啓発動画制作及びYouTube 広告運用業務 委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が発注する「青少年非行防止等啓発動画制作及びYouTube 広告運用業務」（以下「業務」という。）の企画提案募集及び委託に付する場合において適用される主要事項を示すものである。この仕様書は業務の概要を示すものであるから、これに定めのない事項であっても県が必要と認め、指示する事項については、受託者はこれを行わなければならない。

2 事業の目的

近年問題となっている青少年のインターネット被害や非行防止に関する啓発動画を制作し、多くの中学生及び高校生の目に触れる YouTube において周知を行うことで、青少年の非行・被害防止等の啓発を図る。

3 委託期間

契約締結日から広告期間終了の1か月後又は令和7年3月14日（金）のどちらか早い期日とする。

4 委託業務内容

(1) 啓発動画の制作及び広告運用

ア 啓発動画の制作

(ア) 啓発内容

SNSに起因するトラブルの啓発に係る内容について2本以上制作すること。なお、問題行動を助長させるような過激な描写は避け、前向きな印象を与える内容とすること。

- ・ 対象者 県内13歳以上～17歳以下の青少年

※ 当課が実施するインターネット被害防止対策及び非行防止に係る取組の詳細は、当課ホームページ「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」「非行防止チラシについて」を参考としてください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kbs/kyouiku/kenzenikusei/index.html>

(イ) 規格

- ・ 再生時間 6秒バンパー広告、15～30秒程度インストリーム広告
- ・ サイズ 4GB以内
- ・ アスペクト比 16:9
- ・ ファイルタイプ MP4形式

※上記規格はYouTube広告として使用可能なものとする

(ウ) 撮影

企画構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。

なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

- ・ 肖像権や著作権について必要な手続き
- ・ 出演者、協力者、撮影地への交渉・許可

- ・ 使用料、出演料、謝礼等撮影に必要な費用の負担
- ※ 動画の形式として、アニメーション等も可とする。

(エ) 編集

撮影した映像の加工、編集、音楽・音声・ナレーションの付加等の編集作業を行う。

(オ) その他

完成までに複数回、内容確認及び修正指示の機会を設けること。

イ YouTube 広告の運用

(ア) 広告媒体 YouTube

※ 広告に当たっては、受託者が用意したアカウントを使用する。

(イ) 広告期間 業務の期間内において県内中学校及び高等学校の長期休暇を含む
3か月程度の期間を提案すること。

(ウ) 使用素材 「ア啓発動画の制作」 による成果物

(エ) 対象者 県内 13 歳以上～17 歳以下の青少年

※ YouTube では 17 歳以下の年齢でターゲティングができないが、対象者に的確に啓発できるよう効果的な広告方法を提案すること。

(オ) 視聴数 30 万回を上回る視聴回数とするよう努める。ただし、効果的な提案がある場合はこの限りではない。

※ インストリーム広告は 30 秒以上 (30 秒未満の動画は最後まで) 視聴した数を計上するものとする。

ウ 独自提案した事業の実施

仕様書記載の事業のほか、青少年の保護者に向けた、青少年のインターネット被害防止及び非行防止の啓発に係る事業を独自提案したときは、当該事業を実施するものとする。

(2) 納品

ア 納品物 動画 (MP4) を収録した DVD-R 2枚

※ DVD-R はケースに入れ、内容物がわかるようにタイトルを記載すること。

イ 納品期限 実績報告書提出時

ウ 納品場所 千葉県環境生活部県民生活課

(3) 県への報告

適宜、業務の実施状況を県に報告すること。

(4) 報告書の作成

本業務完了後、実施結果及びその効果についてまとめた「実績報告書」を作成し、詳細を報告すること。なお、実績報告書の内容については、以下の内容も含めること。

ア 掲載期間、表示回数等

イ 広告運用により分析された傾向・課題等

ウ その他、県が指示する必要な数値等

5 権利・二次利用等

(1) この「青少年非行防止等啓発動画制作及び YouTube 広告運用業務」の実施により得た成果品は全て千葉県に帰属するものとする。

(2) 受託者は、成果品及び「青少年非行防止等啓発動画制作及び YouTube 広告運用業務」の遂行に当たり受託者が独自に作成した著作物 (以下「成果品等」という。) の著作権 (著作権法第 27 条、28 条に規定されている権利も含む。) を千葉県に無償譲渡するものとする。

ただし、成果品等に利用されている写真、キャラクター等の著作権であって第三者が有するもの及び「青少年非行防止等啓発動画制作及びYouTube 広告運用業務委託」と関係なく受託者が保有している著作権（以下これらを総称して「本件著作権」という。）は、千葉県に譲渡されることはないものとする。

- (3) 受託者は、成果品等に関する著作人格権を行使しないものとする。
- (4) 千葉県は、本件著作権に関する使用条件の範囲内において、成果品等を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、千葉県の了解のもとに、前項の成果を使用することができる。

6 経費

本業務の実施に要する全ての経費は、委託料に含むものとする。

7 事業の再委託について

本件受託者は、本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ県の承認を得なければならない。

また、受託者が業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、県に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

- (1) 再委託の相手方の名称及び所在地
- (2) 再委託を行う業務の範囲
- (3) 再委託を行う必要性
- (4) 契約金額

8 その他事項

(1) 業務の実施

委託業務の実施に当たっては、県と必要な協議又は打合せを十分に行い、その指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。なお、協議又は打合せは県の求めに応じて実施するものとし、場所については県の指示に従うものとする。

(2) 仕様変更

本件受託者はやむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(3) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

(4) 秘密の保持等

ア 本契約の履行において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本契約を解除又は委託期間が満了した後も同様とする。

イ 本契約の履行過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。また、目的外に使用してはならない。ただし、県の承諾を得たときは、この限りでない。

(5) その他

本仕様書に記載内容の疑義が生じた場合には、県と協議すること。